

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類

(吸収合併に係る事前開示事項)

2025 年 2 月 14 日

東京瓦斯株式会社

2025年2月14日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長 笹山 晋一

東京瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社とし、ティージーグローバルトレーディング株式会社（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。本吸収合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併の対価の定め相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2024年9月9日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 11,558,300株 |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 39,999,847,800円 |
| ④ 取得期間 | 2024年5月7日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(2) 自己株式の消却

当社は、2024年9月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式の消却することを決議し、以下のとおり実施しております。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 消却する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 消却する株式の総数 | 11,558,300株（消却前の発行済株式の総数に対する割合2.9%） |
| ③ 消却日 | 2024年10月18日 |

(3) 自己株式の取得

当社は、2024年10月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2025年1月24日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 9,209,700株 |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 39,999,788,400円 |
| ④ 取得期間 | 2024年11月18日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(4) 自己株式の取得

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議しました。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 14百万株（上限とする、発行済株式総数に対する割合3.6%） |
| ③ 株式の取得価格の総額 | 40,000百万円（上限とする） |
| ④ 取得する期間 | 2025年2月5日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

別紙 1
吸収合併契約の内容



吸収合併契約書



存続会社 : 東京瓦斯株式会社
消滅会社 : ティージーグローバルトレーディング株式会社



吸収合併契約書

東京瓦斯株式会社（以下「存続会社」という。）及びティージーグローバルトレーディング株式会社（以下「消滅会社」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 存続会社及び消滅会社は、存続会社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）して、存続会社は存続し、消滅会社は解散する。
2. 本合併にかかる存続会社及び消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 存続会社
商号：東京瓦斯株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号
 - (2) 消滅会社
商号：ティージーグローバルトレーディング株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

第2条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和7年4月1日とする。但し、存続会社及び消滅会社は、本合併の手續進行上必要があるときは、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第3条（本合併に際して交付する金銭等）

存続会社は、本合併に際して、消滅会社の株主に対して金銭等の交付は行わない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により存続会社の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第5条（本契約の承認等）

存続会社及び消滅会社は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手続その他法令により必要となる手続を行うものとする。

第6条（権利義務の承継）

存続会社は、効力発生日において、消滅会社の資産、負債、契約上の地位、雇用関係及びその他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務等）

存続会社及び消滅会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理をするものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に存続会社及び消滅会社が協議の上、これを実行する。

第8条（本契約の解除等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、存続会社又は消滅会社の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、存続会社及び消滅会社に

よる協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める存続会社及び消滅会社の適法な機関決定並びに法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第10条（本契約規定以外の条項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、存続会社及び消滅会社による協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、存続会社及び消滅会社が記名押印の上、存続会社が保有する。

令和7年1月21日

存続会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長 笹山 晋



消滅会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
ティージーグローバルトレーディング株式会社
代表取締役 堀坂 研太郎





別紙 2

消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

1. 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	150,199,474	【流動負債】	117,362,772
現金及び預金	24,034,132	買掛金	28,888,375
売掛金	36,200,788	親会社 CMS 短期借入金	62,194,966
貯蔵品	1,004,877	未払金	1,052,975
前払費用	898,673	未払法人税等	7,026,352
未収入金	931,560	未払事業所税	367
親会社 CMS 短期貸付金(ト ル)	52,201,615	契約負債	526,028
差入保証金	5,061	受入保証金	2,864,000
デリバティブ短期債権	24,723,872	デリバティブ短期債務	14,809,707
その他流動資産	10,198,893		
【固定資産】		【固定負債】	9,117,818
		デリバティブ長期債務	9,117,818

【無形固定資産】 ソフトウェア 商標権	9,394,912	負債合計	126,480,591
	394,735	(純資産の部)	
	1,865	【株主資本】	33,113,795
	1,487		
ソフトウェア仮勘定	391,382	資本金	10,000
【投資その他の資産】	9,000,176	利益剰余金	
			33,103,795
投資有価証券	67,657	利益準備金	2,500
長期前払費用	151	その他利益剰余金	33,101,295
繰延税金資産 デリバティブ 長期債権	635,073	繰越利益剰余金	33,101,295
	8,297,293	純資産合計	33,113,795
資産合計	159,594,386	負債及び純資産合計	159,594,386

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科目	金額	
【売上高】		
トレーディング損益	16,885,366	
その他売上高売上高合計	113,992	
		16,999,358
【売上原価】		
売上原価合計		393,850
売上総利益		
		16,605,508
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		217,415
営業利益		
		16,388,093
【営業外収益】 受取利息	245,710	
CMS 貸付金利息	28,785	
受取配当金	1,300	
為替差益	10,346,665	
雑収入		
営業外収益合計	1	
		10,622,463
【営業外費用】 支払利息		

		180
CMS 借入金利息		39,096
営業外費用合計経常利益	税引前当期純利益	39,277
益		26,971,279
		26,971,279
法人税、住民税及び事業税		9,855,804
法人税等調整額	当期純利益	▲528,187
		17,643,662

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合 計
	資本金	利益剰余金			株主資本合 計	
		利益準備金	その他利益剰 余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金合 計		
当期首残高	10,000	—	28,697,894	28,697,894	28,707,894	28,707,894
当期変動額						
剰余金の 配当		2,500	▲13,240,260	▲13,237,760	▲13,237,760	▲13,237,760
当期純利 益			17,643,662	17,643,662	17,643,662	17,643,662
株主資本以 外の項目の 当期 変動額(純 額)						
当期変動額 合計	—	2,500	4,403,401	4,405,901	4,405,901	4,405,901
当期末残高	10,000	2,500	33,101,295	33,103,795	33,113,795	33,113,795

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額
無形 固定資産	ソフトウェア	2,439	-	-	574	1,865	
	商標権	1,716	-	-	228	1,487	
	ソフトウェア仮勘定	148,461	242,920	-	-	391,382	
	計	152,618	242,920	-	803	394,735	

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	14,242	-	14,242	-

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
給料手当	66,750	
賞与	29,645	
法定福利費	15,013	
退職給付費用	7,713	
接待交際費	370	
会議費	258	
旅費交通費	14,250	
通信費	233	
消耗品費	8	
諸会費	100	
支払手数料	56,816	
賃借料	6,794	
保険料	490	
租税公課	507	
支払報酬料	17,641	

減価償却費	803	
雑費	14	
計	217,415	

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① デリバティブの評価は、時価法によっております。
- ② 貯蔵品の評価は、先入先出法によっております。
- ③ トレーディング事業に係る未着品の評価は、時価法によっております。
- ④ その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法による原価法によって おります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員の賞与の支給に備えるため、前事業年度までは支給見込額のうち当期の負担相当額を計上しておりましたが、当事業年度から計上を取り止めました。これは、賞与負担金の支払を半期毎から月毎に変更したことにより、当事業年度の負担額が確定するためであります。

(4) 収益及び費用の計上基準

① トレーディング損益

トレーディング事業に係る収益及び費用（時価評価を含む）は純額で損益を計上しております。

② その他売上高

代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理は、原則として繰延ヘッジ処理によっております

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記の(4)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務 担保に供している資産

差入保証金 10,201,014 千円

なお、当該担保資産はデリバティブ取引の担保に供されています。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権 11,875,626 千円

② 短期金銭債務 15,188,363 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 (73,566,133)千円

② 売上原価 36,428 千円

③ 販売費及び一般管理費 163,544 千円

④ CMS 貸付金利息 28,785 千円

⑤ CMS 借入金利息 39,096 千円

(注1) 売上高は主にトレーディング損益であり、マイナスは（ ）で表示しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の総数 普通株式 200 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (米ドル)	1株当たり配 当額(米ドル)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	91,301,200.00	456,506.00	2023年 3月31日	2023年 6月30日
計		91,301,200.00			

6. 税効果会計に関する注記繰延税金資産の主な発生原因は、未払事業税・法人税であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及びキャッシュ・マネジメント・システムに限定し、運用しております。また、デリバティブについては四半期ごとに時価の把握を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。現金及び預金、売掛金、親会社 CMS 短期貸付金(ドル)、買掛金、親会社 CMS 短期借入金等については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

商品先渡し取引及び商品スワップ取引等を実施しており、ヘッジ会計の要件を満たす一部の取引については、ヘッジ会計を適用しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
デリバティブ短期債権	24,723,872	24,723,872	-
デリバティブ長期債権	8,297,293	8,297,293	-
デリバティブ短期債務	(14,809,707)	(14,809,707)	-
デリバティブ長期債務	(9,117,818)	(9,117,818)	-

(注1) 負債項目については () で表示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法

デリバティブ短期・長期債権、デリバティブ短期・長期債務は時価法を採用しているため、帳簿価額と時価は一致しております。

(注3) 市場価格のない株式の貸借対照表計上額は以下の通りです。非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	67,657

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	東京ガス株式会社	被所有 100%	LNG トレーディング	LNG の購入 (注2)	249,568,062	買掛金	15,185,779
				LNG の販売 (注2)	201,883,424	売掛金	11,869,810
				LNG トレーディング (注3)	-	デリバティブ 短期債権	14,685,943
					-	デリバティブ 長期債権	4,534,351
-	-	デリバティブ 短期債務	11,054,409				
-	-	デリバティブ 長期債務	570,723				

			債務被保証等 (注4)	154,406,575	-	-
		代理仲介売 買 (注2)	代理仲介購入	19,035,329	-	-
			代理仲介販売	19,139,408	-	-
		出向者の受 入	出向者人件費	155,551	-	-

(注1) 取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

(注2) LNGの購入・販売および代理仲介売買は損益計算書上ではトレーディング損益およびその他売上高として純額で表示しております。

(注3) デリバティブ債権、債務は期末時点の契約を時価評価しております。損益計算書上ではトレーディング損益として純額で表示しております。

(注4) 当社は、現物取引等に対して親会社より債務保証を受けており、0.001%の保証料を支払っております。上記の金額は当期末の債務被保証額を記しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の	Tokyo Gas Asia Pte Ltd	なし	業務委託	業務委託(注2)	172,323	未払金	37,327
	Tokyo Gas United Kingdom	なし	業務委託	業務委託(注2)	183,568	未払金	33,823

子会社	Ltd.						
	東京エルクエ ジーンカー 株式会社	なし	LNG 輸送契 約	輸送費	12,052,007	前払費用	898,524
						未収入金	163,643
						未払金	651,028

(注1) 取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

(注2) 取引条件は、一定の事業報酬を加算し、交渉の上で決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 165,568,978円39銭

1株当たり当期純利益 88,218,312円65銭

事業報告

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、2020 年 9 月 1 日に、東京ガス株式会社出資のもと、東京ガスグループがガス・電力事業に関連して保有するアセット(タンク・船・契約・需要)を最大限活用するとともに、金融取引も組み合わせた LNG を中心としたトレーディングを行うことを目的として設立いたしました。

取引開始以降、順調に取引件数を伸ばし、東京ガス株式会社や国内外の LNG プレーヤーを取引先としております。2023 年度は売上高 16,999,358 千円、営業利益 16,388,093 千円、経常利益 26,971,279 千円、当期純利益 17,643,662 千円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当社は親会社である東京ガス株式会社のグループ金融である CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による融資を受けており、借入金残高は 62,194,966 千円です。

② 設備投資

2024 年度に LNG トレーディング用のシステム (ETRM) の導入を予定しており、当事業年度中の設備投資額は 242,920 千円です。

(3) 財産及び損益の状況

区分		第 1 期 2021 年 3 月期	第 2 期 2022 年 3 月期	第 3 期 2023 年 3 月期	第 4 期 (当事業年度) 2024 年 3 月期
売上高	(千円)	1,236,695	21,257,091	15,078,145	16,999,358

営業利益	(千円)	1,053,019	20,930,783	14,685,007	16,388,093
経常利益	(千円)	1,309,845	24,179,740	18,384,953	26,971,279
当期純利益	(千円)	851,524	15,393,521	12,452,847	17,643,662
1株当たり 当期純利益	—	4,257,623円74 銭	76,967,607円55 銭	62,264,239円38 銭	88,218,312円65 銭
総資産	(千円)	14,926,413	253,311,153	180,044,103	159,594,386
純資産	(千円)	861,524	16,255,046	28,707,894	33,113,795
1株当たり 純資産	—	4,307,623円74 銭	81,275,231円29 銭	143,539,470円67 銭	165,568,978円39 銭

(4)対処すべき課題グループ経営ビジョン「Compass2030」で掲げた2030年における天然ガス取扱量2,000万トン、内LNGトレーディング取扱量500万トンの実現に向けたLNGトレーディング事業の拡大にあたり、欧州・大西洋市場におけるLNGトレーディングを強化し、金融商品・アセットを組み合わせ、ETRMを活用しリスク管理を強化するなど、AO&T（設備最適稼働とトレーディングの一体運用）の高度化に向けた取り組みを進めてまいります。

(5)主要な事業内容

LNGのトレーディング

(6)事業所並びに使用人の状況

①本社

東京都港区海岸1丁目5番20号

②使用人の状況

使用人数 42名（前事業年度末比1名増）

平均年齢 38歳8か月 平均勤続年数 2年1か月

(7)重要な親会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は東京ガス株式会社であり、同社は当社の株式を 200 株(出資比率 100%)保有しています。

②親会社との間の取引に関する事項

親会社との間の取引については、市場実勢等に鑑み適正な取引条件となるよう交渉の上で、LNG の売買契約等の契約を締結しています。

当社の取締役会は、当該取引は妥当な取引条件のもと行われており、当社の利益を害することはないと判断しています。

(8)主要な借入先及び借入額

東京ガス株式会社を借入先として 62,194,966 千円の借入を行っております。

2. 株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 20,000 株
(2)発行済株式総数 200 株
(3)株主数 1 名

(4)大株主

株主名	持株数	持株比率
東京ガス株式会社	200 株	100%

3. 会社役員に関する事項

(1)氏名、地位及び担当、重要な兼職の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀坂 研太郎	代表取締役社長	東京ガス株式会社 最適化戦略部長株式会社ニジオ 代表取締役社長

竹内 敦則	取締役	東京ガス株式会社執行役員 原料部長東京エルエヌジータンカー株式会社 代表取締役社長
円城寺 慶太	取締役	東京ガス株式会社原料部 LNG トレーディンググループマネージャー
高橋 祐子	取締役	東京ガス株式会社最適化戦略部 統合リスク管理グループマネージャー
小森 力彌	取締役	東京ガス株式会社経理部 連結決算グループマネージャー
相澤 正人	監査役	東京エルエヌジータンカー株式会社 監査役

(注1) 竹内 敦則氏、円城寺 慶太氏および高橋 祐子氏は、それぞれ2024年3月31日付で当社取締役を退任しております。

(注2) 当事業年度の末日後に八尾 祐美子氏、篠塚 大輔氏および山田 豊氏が当社取締役として就任しております。

(2)役員等賠償責任保険契約

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる争訟費用・損害賠償金を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3)当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	5名	24,924千円	—	—	24,924千円
監査役	1名	1,344千円	—	—	1,344千円

計	6名	26,268千円	—	—	26,268千円
---	----	----------	---	---	----------

(4)報酬等に関する定款の定め

定めを設けた日	内容	定めに係る会社役員数
2020年8月7日	報酬等は、株主総会の決議によって定める	6名

4. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2)会計監査人の報酬等の額

名称	報酬等の額
あずさ監査法人	6,000千円

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1)業務の適正を確保するための体制 当社は、2020年9月30日の取締役会において、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております(2023年3月16日改定決議)。

当社の業務の適正を確保するため、取締役会は内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。本方針に基づき、業務を執行する取締役は当社における内部統制システムを実効的に構築・運用する役割と責任を負う。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- (1) 東京ガスグループにおけるコンプライアンス体制の基盤として定められた「私たちの行動基準」を遵守する。
- (2) コンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するため、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口として、「東京ガスコンプライアンス相談窓口」の設置を周知する。

- (3) 東京ガスグループの内部通報・相談窓口を周知する。また、上記窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- (4) 東京ガスのインサイダー取引防止および情報開示に関する定めに従い、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。
- (5) 反社会的勢力の違法または不当な要求を毅然として拒否する等、「私たちの行動基準」に従い、適切な対応を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則および情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議する。
また、
同規則に基づき、取締役会を原則として3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職責権限において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- (3) 代表取締役は、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- (4) 取締役会は、中長期経営計画・単年度経営計画や事業戦略の策定、それに基づく主要経営目標の設定、及び進捗についての定期的な検証を行うことにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (1) 取締役会は、東京ガス株式会社が定めたリスク統制規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを特定する。また、取締役会は毎年、当該重要リスクを見直す。

- (2) 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて取締役会に付議する。
- (3) 非常災害、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- (4) 社内各部が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制を整備する。

5. 東京ガス株式会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 東京ガスグループの「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則を制定する。また、取締役および監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
- (2) 東京ガス株式会社が定めた子会社管理規則に従い、株主権行使に関する事項等重要事項についての同社の承認を受け、または報告等を行う。
- (3) 東京ガス株式会社の管理その他の点が、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、同社コンプライアンス部等適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、取締役および監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
- (4) 監査役が、東京ガス株式会社監査委員会および同社監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な監査を実施できる体制とする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査役が、監査役の職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
- (2) 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- (3) 監査役が、会計監査人、東京ガス株式会社監査委員会、および同社監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前項に記載の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づいて、適切に内部統制システムが運用されていることを確認しています。当事業年度における主な運用状況は次の通りです。

① 内部統制システム全般

全般統制、業務プロセス統制につき運用状況の評価を行いました。またトレーディングに関する契約締結・執行、リスク評価、期末評価の各プロセスにおいてフローチャートを作成し、適切に運用されていることを確認しました。運用の結果、問題点が判明した場合は是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当社の取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議す

るとともに、代表取締役は、審議に必要な情報を整理して取締役会に提供し、業務執行を担当しない取締役の理解を得るために、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告しております。

② リスクマネジメント

リスク管理規則に基づき適切にリスク管理を行っております。加えて、取締役会において業務執行に係る重要リスクを特定、見直しを図るとともに、デリバティブ取引の実績を取締役に四半期ごとに報告しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

ティージーグローバルトレーディング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 相澤尚也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティージーグローバルトレーディング株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法や結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、使用人、並びに親会社の監査委員及び内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制等の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社

の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて、取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月5日

ティージーグローバルトレーディング株式会社

監査役 相澤 正人 

以上